

今後の学術国際交流・協力のあり方について —学術交流専門委員会の提言—

去る一月二十四日、国際交流委員会において学術交流専門委員会(委員長:坂本公延、文学部)から提言された「一広島大学における学術国際交流・協力のあり方」が承認され、提言された事項の具体化に向けて努力することが確認された。

この提言は、学術国際交流・協力の「現状」、「基本的方向」、「推進方策」、「必要な経費の確保」の四点からまとめられている。以下に要旨を掲載する。

一 学術国際交流・協力の現状

本学は、「建学の基本理念の一つに『国際性のある大学』を掲げ、これまで留学生の積極的な受入れと諸外国の大学・研究機関等との学術国際交流・協力の推進に努力を積み重ねてきた」。

そこで、その現状について、学術研究の面から概観する。

- ①諸外国の大学・研究機関等との交流については、平成六年六月現在で、三十六の大学・研究機関と学術交流協定を結んでいる。昭和六十三年度末では十七であったものが、この五年間に倍以上増えていることになる。
- ②本学に常時勤務する外国人は、四十四名であり、これに非常勤講師、非常勤職員(ティーチング・アシスタンント)を加えると七十七名になる。非常勤の勤務者は、その年によつて変動するが、常勤の勤務者は徐々に増える傾向にある。
- ③研究等に従事するため来学する外国人研究者は、平成五年度では延べ四七三名となり、過去五年間に約六〇%の伸びを

示している。また、二八五名が、表敬訪問や視察等の目的で来学しており、これも増える傾向にある。

④外国の研究機関との間で実施した共同研究等は、ここ五年間おおむね年間五十件程度で推移している。

⑤本学教官の研究・視察等のための海外渡航は、近年、飛躍的な伸びを示し、平成五年度の渡航者数は延べ九八二名であり、全教官の二人に一人の割合で海外に渡航していることになる。

以上の数値は、「国際性を客観的に見る一つの指標にすぎないとしても、国際交流が着実に進展している」といえよう。

そこで、「長年の懸案であつた東広島市へのキャンパス統合移転の完了を目前に控え、「学術国際交流・協力の面でも、これまで指摘されてきたさまざまな問題を整理し、克服すべき課題を検討する時期が来たと思われる」。

二 学術国際交流・協力の 基本的方向と推進方策

学術国際交流・協力の基本的方向として、次の四項目が提言されている。

- (一)国際性のある大学として必要な基盤整備に努力する。
- (二)諸外国の大学・研究機関等と積極的に学術交流を行う。
- (三)本学としての独自の取組みを行うとともに情報発信する。
- (四)国際社会、特に開発途上国に対しても学術を通じての国際協力を積極的に進める。

(一)国際性のある大学として必要な基盤整備の努力

四番目には、学術研究・生活関連の情報の提供について、本学の教育・研究に関する情報の提供や、広島での生活に関する情報の提供の必要性について言及している。

- (三)本学としての独自の取り組みと情報の発信
- (四)「学術研究のテーマは、最近、地域的あるいは全地球的な取組みが必要となるもの

まず、「国際性のある大学として評価されるためには、国際的に通用する質の高い教育を提供し、学術研究上の優れた成果を挙げることが必要であり、また、優れた学術研究の維持向上には、大学の構成員それぞれの最大限の努力が不可欠である」としたうえで、まず第一に必要なことは、「国際的レベルの業績を上げ、外国の研究者にとっても魅力のある研究環境を目指すこと」とが重要である」とされている。

次に、外国人のアカデミック・スタッフの充実が挙げられている。具体的には、「国際的に開かれた本学の教官ポストは、外国人に対して開かれたものであることが必要である」ため、現在の「広島大学外国人教員の任期に関する規程」を活用し、「優れた人物を本学教官として積極的に登用することが望ましい」とされるとともに、「この規程では、任期を「三年とし、再任を妨げない」としているが、この任期規定は、外国人の任用に消極的な印象を与えるので、この際撤廃することを含めて見直しが必要である」とされている。

また、「外国人教師、外国人研究員や客員教授III種(外国人)など、いわゆる学長契約者についても、その制度の積極的な活用が必要である」と提案している。

三番目に、外国人研究者用宿泊施設の整備充実が挙げられている。単身研究者用の施設の早急な建設とともに、地域社会の協力を得ながら、国際会議やセミナー、表敬訪問などのための数日から数週間の滞在が可能な廉価な宿泊施設の必要性について提案している。

- (1)交流状況や見直しなどを含め学術交流協定を軸とした交流の促進を図ること。
- (2)若手研究者の海外派遣の充実
- (3)外国人研究者の受け入れの活性化
- (4)本学における教育等の職務上の義務を一定期間免除し、この期間に海外に出張して調査・研究を行う研究サバティカル制度などの有給休暇制度の創設
- (5)交流地域の拡大

最後に、国際交流を支援する職員や事務体制の整備として、海外研修制度を設けて事務職員の語学研修をさらに充実し、国際関係に関する実務や異文化理解を内容とした新たな研修制度を設けるなど事務系職員の国際的資質や知識・能力の向上に努めることが重要であると提案している。